

競業者による複数の不法行為を巡る 国際裁判管轄と準拠法

知財高裁平成27年3月25日判決

(平成25年(ネ)第10104号、損害賠償請求控訴事件、裁判所HP)

(参照条文) 法例11条1項、法の適用に関する通則法(本稿では「通則法」という)17条、同19条、同法附則3条4項等

嶋 拓 哉

1. 事実

X'(原審原告)は楽器の製造販売等を業とする日本法人であり、平成元年頃から日本法人Sに委託して、ジョン・ディアンジェリコ製作ギターのレプリカモデル(「X'商品」という)を国内で製造・販売し始めた。X'は日本国内において、平成6年に同モデルにつき意匠登録を、同7年に「D' Angelico」の文字から成るデザインロゴにつき商標登録をそれぞれ受けた(各々「本件国内意匠」、「本件国内商標」という)。米国ニュージャージー州居住のY1(原審被告、被控訴人)等はX'に対して、X'商品の米国への輸入・販売を持ちかけ、平成11年にはY1の出資によりY2(原審被告、被控訴人)を米国ニュージャージー州法に従い設立した(Y1、Y2を纏めてYと総称することがある)。平成12年から5年間で、X'はY2にX'商品を900本弱販売し、Y2はこれを米国とカナダで販売した。

Y2は平成17年頃から、韓国企業にディアンジェリコ製作ギターのレプリカモデル(「Y2商品」という)の製造を発注し、これを米国内で販売し始めた(この販売行為を「本件行為1」という)。また、Y2は、平成15年に「D' Angelico」の文字から成るデザインロゴにつき欧州共同体商標意匠庁に商標登録を出願し、同17年に商標登録を受けた(この商標を「本件欧州登録商標」という。またY2が出願し登録を受けたことを「本件行為

2」という)。加えて、平成21年には、Y2は、X'商品の英国および仏国の販売代理店に対して、Y2が本件欧州登録商標の商標権者であるとして、「D' Angelico」の商標の無許可使用の取止めや弁護士費用の弁償等を求める内容の警告書を送付した（この送付行為を「本件行為3」という）。さらに同年、Y2はX'に対して、欧州共同体域内で「D' Angelico」の商標の使用取止め等を求める旨の警告書を送付するとともに、①SおよびX'商品の輸出業者である日本法人Tに対してその写しを送付したほか、②Sに対して、X'による本件国内商標登録に異議を唱える意向であることや、Sが輸出用のレプリカギターを販売すればSを訴えること等を記載した電子メールを送信した（①と②を併せて「本件行為4」という）。

X'は、Y1がY2を教唆し、Y2が本件行為1ないし4の態様によりX'の営業を妨害して、その名誉および信用を毀損した等と主張して、Yに対して損害額2億5千万円強のうち2億円および遅延損害金の連帯支払を求める訴訟を提起した（本件行為1ないし4に対応して、「不法行為1ないし4」ということがある）。原審（東京地判平成25年10月10日・平成21年(ワ)第37962号）では、不法行為1ないし4いずれについても準拠法を明示することなく、日本法に基づきいずれの請求も棄却した。X'控訴後、X'の破産手続が開始されたため、その破産管財人X（控訴人）が本件訴訟を受継した。

2. 判旨

控訴棄却

I. 「Y2が本件欧州登録商標の商標権者であることを理由として、日本への警告書の写しをX'商品の取引先であるSやTに到達させたことによりX'の業務が妨害されたとの客観的事実関係は明らかである。そうすると、まず、不法行為4に係る請求については、Y2を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるから、我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定すべきである。

そして、不法行為1ないし3に係る請求も、X'が、D' Angelicoの商標を付したX'商品を継続して販売してきた相手であるY2に対し、Y2が、

X'商品と同一の商標及び意匠のY2商品を販売したという行為、本件欧州登録商標の登録をしたという行為やこれを理由とする警告書をX'の英仏の取引先に送付したという行為が違法であると主張するもので、ディアンジェリコ・ギターに関する標章や意匠に係る利益の有無を巡る一連の紛争として、不法行為4に係る請求と実質的に争点が共通し、紛争の合理的な解決のために統一的な判断をする必要があり、相互に密接な関係があるといえることができるから、不法行為1ないし3に係る請求についても我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するのが相当である。

Yは、本件欧州商標登録の有効性については、欧州共同体商標意匠庁及び欧州共同体司法裁判所の専属的管轄に服することを理由として、不法行為1ないし3に係る請求と不法行為4に係る請求とは密接な関係がないと主張するが、商標登録自体の有効性と、商標登録出願をしたり、既にした登録商標に基づいてしたことに関する不法行為の成否とは別個の問題であるから、Yの上記主張は、採用することができない。」

「Y1は、Y2のオーナーとして実質的にY2の行為や意思決定に関与し、Y2が本件欧州商標登録を得たのもY1の指示に基づくものであると認められ、このことに照らすと、Y2は、Y1の指示に基づき、本件欧州登録商標に関する日本への警告書の写しをSらに到達させ、これによりX'の業務が妨害されたといえることができる。したがって、不法行為4に係る請求については、我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定すべきであり、また、不法行為1ないし3に係る請求についても、Y1は同様に関与しているものと認められ、これらの請求は、上記のとおり、不法行為4に係る請求と実質的に争点が共通し、紛争の合理的な解決のために統一的な判断をする必要があり、相互に密接な関係があるから、これらについても、我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するのが相当である。」

II. 「Xの主張する不法行為1についての損害賠償請求の内容は、X'の代理人であるY2が、Y1の教唆により、平成17年頃から現在に至るまで、米国内において本件行為1をし、X'の名誉及び信用並びにブランドイメージを毀損し、無形損害を生じさせたというものであり、法律関係の性質は、不法行為である。

通則法の附則3条4項によれば、同法の施行日である平成19年1月1日

前に加害行為の結果が発生した不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、なお従前の例により、法例が適用される。したがって、不法行為 1 のうち、①平成19年 1 月 1 日前に加害行為の結果が発生した行為については、法例11条 1 項により、『原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律』が適用されることとなり、②同日以降に加害行為の結果が発生した行為については、名誉又は信用を毀損する不法行為についての特則である通則法19条により、『被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業者の所在地の法）』が適用されることとなる。」

このうち①について、「Xの主張する不法行為 1 は、要するに、『X'の代理人であるY2によって、X'商品との誤認混同を招く粗悪なY2商品の販売行為が米国内で行われたことにより、全世界におけるX'の名誉及び信用並びにブランドイメージの毀損が生じた』というものである。しかし、販売行為は米国内で行われているものであるし、米国以外の国での名誉、信用又はブランドイメージの毀損は、仮に生じたとしても、米国内でのこれらの毀損の結果の派生的なものにすぎないというべきであるから、権利侵害の結果は米国内で生じているものであり、法例11条 1 項にいう『原因タル事実ノ発生シタル地』とは、米国内の地と解するのが相当である。」
「Y2商品の販売は主にインターネットを通じてニュージャージー州内にあるY2の事務所において行われており、Y2商品の発送もすべて同事務所から注文者宛に機械的に行われており、同発送行為をもって米国内での名誉及び信用並びにブランドイメージの毀損の発生とほぼ同視できることからすれば（Xも争っていない。）、法例11条 1 項にいう『原因タル事実ノ発生シタル地』とは、ニュージャージー州と解するのが相当である。」とした。

また、②については、「不法行為 1 の被害者であるX'の主たる事業所の所在地は日本にあるから、通則法19条により、Y双方ともに準拠法は日本法となる。」とした。

Ⅲ. 「Xの主張する不法行為 2 についての損害賠償請求の内容は、Y2が、Y1の教唆によって、本件欧州登録商標の設定登録を受けた（本件行為 2）ことにより、これを理由とする警告書が送付されてX'の営業が妨害され

たため、商標登録無効審判請求の提起を余儀なくされ、経済的損害（審判に要した費用の支出）を被ったというものであり、法律関係の性質は不法行為である。そして、不法行為2について、Xは、X'が欧州共同体商標意匠庁に商標登録をする権利が侵害されたと主張しているものではなく、『代理人』であるY2によって営業を妨害されない利益がX'にあることを前提として、本件行為2はかかる利益を侵害したと主張しているものと解される。そうすると、そのような営業を妨害されないという利益は、X'の主たる事業所の存する日本国内に存すると解するのが合理的であるから、不法行為2についての法例11条1項（本件欧州商標登録がされたのは平成17年であるから、上記利益侵害の結果も同時点で生じているとみるのが相当であり、法例が適用される。）にいう『原因タル事実ノ発生シタル地』は、日本と認めるのが相当である。したがって、不法行為2についての準拠法は、Y双方について、日本法となる。」

IV. 「Xの主張する不法行為3についての損害賠償請求の内容は、Y2が、Y1の教唆により、平成21年に英仏代理店に対して本件行為3を行い、さらに強要、脅迫行為、欺罔行為をしたことにより、X'の名誉及び信用を毀損したというものである。したがって、法律関係の性質は不法行為であり、名誉及び信用毀損についての特則である通則法19条により、Y双方について、X'の主たる事業所の所在地である日本の法が準拠法になる。」

V. 「Xの主張する不法行為4についての損害賠償請求の内容は、Y2が、Y1の教唆により、平成21年に日本国内の取引先に対して本件行為4を行ったことにより、X'の営業上の利益を侵害するとともに、名誉及び信用を毀損したというものである。したがって、同行為の法益侵害の結果は日本国内で生じているというべきであるし、また、同行為は名誉及び信用を毀損する行為に当たるから、通則法17条及び19条により、Y双方について、日本の法が準拠法になる。」

3. 評釈

判旨Ⅰに概ね賛成するが、判旨ⅡないしⅤには異論がある。

I. 国際裁判管轄（判旨Ⅰに対応）

(1) 全体的な判断枠組み

本事案では、X'による訴訟提起は平成24年4月1日以前であるから、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の附則2条1項に基づき、平成23年改正民事訴訟法の適用はない。そのうえで、本判決の構成は次のとおりである。

- ① 本件行為4について不法行為管轄に基づき日本の国際裁判管轄を肯定した。なお、不法行為管轄を肯定するに当たっては、従前の裁判実務の流れを踏襲し客観的事実関係証明説に依拠した。
- ② 本件行為1ないし3については、本件行為4との間で、実質的に争点が共通し、紛争の合理的な解決のために統一的な判断をする必要があるとして、客観的併合管轄を肯定した。

(2) 客観的併合管轄

平成23年民事訴訟法改正前の学説では、涉外事案における客観的併合管轄に関して、請求の関連性を問わずこれを肯定する見解もあった（池原季雄「国際的裁判管轄権 鈴木忠一＝三カ月章監修『新・実務民事訴訟講座〔第7巻〕』（日本評論社、1982年）35頁）が、次第に請求相互の密接な関連性を要求する見解が大勢を占めるに至った（新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法〔第1巻〕』（有斐閣、1991年）117～118頁〔道垣内正人〕、木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論〔第5版〕』（有斐閣、2007年）303～304頁〔渡辺〕等）。裁判実務も後者と同様の立場に依拠しており（最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁）、現行の民事訴訟法3条の6ではこうした見解に沿った規定が設けられている。

もっとも、裁判実務では、請求相互の密接関連性という要件を比較的緩く解し、複数の請求が実質的に争点を同じくする場合、あるいは同一の実体法上の原因に基づく場合には、客観的併合管轄を認めるとしており、広くこれを許容する傾向がある（前掲の二つの最高裁判決）。本判決もこう

した従前の裁判実務の立場と軌を一にしていると思われる。これに対して、学説の中には、請求の基礎の同一性といった程度では足りず、請求間に判断の矛盾を回避するために統一した審理を行う必要があることを求める(木棚ほか・前掲304頁 [渡辺])など、客観的併合管轄を認めるのに総じて抑制的な見解も存在する。本事案の事実関係をみるに、不法行為1ないし4の間には、レプリカギターの営業上の利益を巡るX'Y間の紛争といった程度において争点の共通性が認められるものの、これら各不法行為の基礎となる事象は互いに異なるものであり、時期的にみても4年間にわたり区々生じたものである。また、不法行為1ないし4に基づく請求の間で相互に、内容上の依存関係があるわけでもない。こうした点を踏まえると、従前の裁判実務を支持する見解からすれば、本事案においても争点の共通性が一定程度存在する以上、併合管轄を肯定した本判決の結論に異論はないと思われるが、他方で、併合管轄に抑制的な見解からは、本事案では各請求間で統一的な審理を行う必然性に乏しいことから、本判決の判断に批判が寄せられるものと思われる。客観的併合管轄を広く認めると、個別の請求と法廷地との関連が希薄化し、応訴負担が重くなる等の弊害が生じる惧れはあるが、他方で、本事案におけるX'Y間の紛争の中心は一貫してレプリカギターの営業権にあり、不法行為1ないし4はそこから派生的に顕現化した具体的事象に過ぎないと捉えれば、これらの不法行為について一体的に判断を行うことに手続的合理性を認めることは可能であろう。私見では本判決を含めて裁判実務の立場を支持したい。

(3) 本件欧州登録商標の専属管轄との関係

本事案では、Xは、欧州共同体商標意匠庁に対して出願し登録設定を受けたY2の行為(本件行為2)を不法行為であると主張しているが、その前提として、XはY2の本件欧州登録商標の登録の有効性を争っているものと考えられる。これに対してYは、本件欧州登録商標の有効性に関する問題が欧州共同体商標意匠庁および欧州共同体司法裁判所の専属管轄に服することを理由に、わが国に国際裁判管轄はないと反論したが、本判決ではこの反論を認めなかった。

この点につき、学説では、仮令先決的な問題としてであってもわが国の訴訟の中で外国知財権の登録の有効性について判断することに否定的な

見解（「A説」という。高部眞規子「特許侵害訴訟と国際裁判管轄」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』（信山社、1999年）135～136頁、吉藤幸朔〔熊谷健一補訂〕『特許法概説〔第13版〕』（有斐閣、1998年）479～480頁）と、侵害訴訟の中で外国知財権登録の有効性を疑問視する旨の抗弁が提出されるなど外国知財権の登録の有効性が先決的な問題として争われた場合にはわが国裁判所の判断権限を認める見解（「B説」という。茶園成樹「外国特許侵害事件の国際裁判管轄」日本工業所有権法学会年報21号75～76頁（1997年）、申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について（2・完）」法学論叢155巻5号71～73頁（2004年）、道垣内正人「特許権をめぐる国際私法上の問題」知財管理60巻6号889～890頁（2010年））が対立している。従前の裁判例（東京地判平成15年10月16日判時1874号23頁〔サンゴ砂事件東京地裁判決〕）はB説に依拠している。これは、日本法人Xがサンゴの粉末を使った健康食品を製造し米国に輸出していたところ、日本法人YがXの取引先に向けて、Xの製品はYの米国特許権を侵害している旨の警告文を送ったため、XがYに対して、Yの米国特許権に基づく差止請求権が存在しないことの確認や損害賠償を求めた事案である。訴訟の過程で、XはYの米国特許権の無効を主張したため日本の裁判所がこの点を判断することが可能か否かが争点となった。判旨は、一般論として、特許権の成立・無効に関する訴えは登録国の専属管轄に属すると述べながら、外国特許権に基づく差止訴訟で特許無効の抗弁が出された場合について、「当該特許についての無効判断は、当該差止請求訴訟の判決における理由中の判断として訴訟当事者間において効力を有するものにすぎず、当該特許権を対世的に無効とするものではないから、当該抗弁が許容されていることが登録国以外の国の国際裁判管轄を否定する理由となるものではなく、差止請求訴訟において相手方から特許無効の抗弁が主張されているとしても、登録国以外の国の裁判所において当該訴訟の審理を遂行することを妨げる理由となるものでもない」として、日本の国際裁判管轄を肯定している。

本判決もB説を採用したと位置付けられるが、次の理由によりこの見解を支持したい。

第一に、先決問題として外国知財権の登録の有効性が日本の裁判所で争われても、その判断が相対的効力を有するに止まる以上、わが国が先決問

題としての判断を行ったとしても登録国の専属管轄との関係において問題は生じないであろう。わが国特許法104条の3第1項に関連して、侵害訴訟裁判所が行う特許無効判断の効力は相対的効力を有するに過ぎない(特許無効は飽くまで特許無効審判に拠るべき)と解釈されている(中山信弘=小泉直樹編『新注解特許法〔下巻〕』(青林書院、2011年)1828頁[森崎博之]、増井和夫=田村善之『特許判例ガイド〔第4版〕』(有斐閣、2012年)187頁[増井]等)が、本判決の立場はこうした内国訴訟におけるわが国の特許権に対する取扱いとも整合的である。

第二に、海外の議論をみても、CLIPS 抵触法原則 Final Text Article 2: 401(2) および ALI 原則 § 212(4) に代表されるとおり、内国訴訟で外国知財権の登録の有効性を先決問題として争うことを許容する立場が近時有力になっている。こうした比較法的検証も B 説を後押しする。もっとも、Brussel I 規則22条(4)に関連して、欧州共同体司法裁判所が先決問題として知財権の登録の有効性を争う場合であっても、登録国の専属管轄に服する旨の判断を下している(GAT v. Luk [2006] ECR I-6509, Roche v. Primus [2006] ECR I-6535) ほか、Brussel I 規則 Recast 24条(4)もこれら判決の内容を明文化するなど、欧州共同体では A 説を採用する動きが広がっている(なお、こうした欧州の動向については、A. Dickinson/E. Lein (ed.), *The Brussels I Regulation Recast* (Oxford Univ. Pr., 2015), §8.40 ff [特に§8.42] を参照)。このため、本論点を巡る海外の動向を今後とも注意深く観察していく必要はあると思われる。

II. 不法行為1の準拠法(判旨IIに対応)

本判決は、不法行為1について、①平成19年1月1日前の行為は法例11条1項によるとし、原因事実発生地(ニュージャージー州。「NJ州」という)に連結させる一方で、②同日以降の行為は通則法19条に拠るとして、X'の主たる事業所の所在地(日本)に連結させる旨結論付ける。

このうち、①について法例11条1項を適用することに異論はない。もっとも、本判決では、その適用結果として、「(NJ州内での) 発送行為をもって米国内での名誉及び信用並びにブランドイメージの毀損の発生とほぼ同視できる」ことを理由としてNJ州に連結させているが、発送行為を結果発生と同視するのは短絡的であり、準拠法をNJ州法とした具体的な

結論には疑問がある。不法行為1は北米各州におけるX'の営業利益を侵害する行為であり、その直接的な法益侵害は北米各州で発生している。法例11条1項の原因事実発生地の解釈を巡っては、行動地説（江川英文『国際私法〔改訂増補〕』（有斐閣、1970年）233頁）、結果発生地説（実方正雄『国際私法概論〔改訂版〕』（有斐閣、1950年）233頁、久保岩太郎『国際私法』（有信堂、1954年）175頁）、二分説（折茂豊『国際私法各論〔新版〕』（有斐閣、1972年）180頁、山田鎌一『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2004年）366頁）等が対立してきたが、不法行為制度の目的が被害者の損害填補にあることを理由として、最終的には結果発生地説が有力な地位を得るに至っていた（櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法〔第1巻〕』（有斐閣、2011年）429～430頁〔西谷祐子〕）。このこと等を踏まえると、①に関する限り、北米各州内における侵害結果毎に区々、各州法が準拠法になると考えるべきである。

また②については、通則法19条を適用すること自体に反対である。利害競合事案において、原告が被告に帰属する著作権の独占的利用権を侵害している旨を第三者に告知する被告の行為について通則法19条を適用した裁判例（知財高判平成26年3月27日・平成25年（ネ）第10094号）が既に存在しており、本判決もこうした従前の裁判例に倣ったものと考えられる。確かに不法行為1によりX'商品類似の粗悪品が市場に流通すればX'の名誉・信用やブランドイメージの失墜に繋がることから、本判決はこの点を捉えて通則法19条に拠り処理したのと考えられる。しかしながら、X'商品類似の粗悪品を販売したY2の行為の本質は、競業相手であるX'の営業の妨害およびその営業利益・商圏の篡奪にあったと捉えるべきであり、Y2がX'商品と類似する粗悪品を販売・流通させた結果X'の名誉・信用やブランドイメージが毀損されたとしても、それはX'の営業を妨害するための手段あるいはX'の営業利益・商圏の篡奪の過程で生じた派生的事象に過ぎないと評価するのが妥当であろう。通則法19条にいう「名誉又は信用」は人格権の一部を構成するものと捉えられている（小出邦夫編著『逐条解説・法の適用に関する通則法〔増補版〕』（商事法務、2014年）224頁〔和波宏典〕）が、不法行為1は、その本質がX'の営業妨害および営業利益・商圏の篡奪にある以上、通則法19条の単位法律関係に包摂され得ない事項を含んでいると考えられる。従って、②について通則法19条の適用はなく、

不法行為に関する一般規定(同法17条)を適用して準拠法を決定すべきであると思われる(嶋拓哉「国際的な不正競争行為を巡る法の適用関係について」知的財産法政策学研究37号300頁(2012年)。高橋一章「判批」ジュリスト1481号105頁(2015年)も同旨)。なお、②に関して通則法17条を適用した結果、上記①と同様に、北米各州内において生じた侵害結果毎に区々各州法が準拠法になると考える。

Ⅲ. 不法行為2の準拠法(判旨Ⅲに対応)

本判決では、不法行為2について、自身の営業を妨害されないというX'の利益がその主たる事務所所在地にあるとして、法例11条1項に基づき日本法が準拠法であるとした。この点に関して、法例11条1項を適用したこと自体に異論はないが、日本法を準拠法とした具体的な結論には異論がある。本件欧州登録商標を取得すれば、その超国家的な制度に基づき、当該商標制度の加盟国内で登録商標権を行使することが可能になる。本件欧州登録商標を得て営業を行う利益がX'に帰属していたとすれば、それはX'の主たる事業所の所在地ではなく、X'が当該登録商標を利用して営業活動を展開し得る当該商標制度の加盟国に所在していたと観念される。よって、Y2がかかるとX'の利益を侵害したのであれば、その直接的な侵害結果は当該商標制度の加盟国で生じたということになる。各加盟国内において生じた利益侵害については区々、各加盟国法が準拠法になると考えるべきであろう。

Ⅳ. 不法行為3の準拠法(判旨Ⅳに対応)

本判決では、不法行為3について通則法19条を適用して、X'の本拠地である日本に連結すると結論付けた。不法行為3に引き続いて、Y2の代表者等がX'の仏国代理店に対して面会強要、脅迫電話、欺罔を行っていること等からも窺われるとおり、不法行為3の本質は、英仏両国におけるX'の営業を妨害し、その営業利益・商圏を篡奪することに求められる。即ち、不法行為3も、不法行為1と同様に、人格権としての「名誉又は信用」という通則法19条の単位法律関係では包摂しきれない内容を含んでおり、その行為の本質に鑑みれば、不法行為に関する一般規定(同法17条)を適用すべきであったと考えられる。不法行為3による侵害が主張されているX'の営業上の利益は英仏各国に所在するものと観念されるから、英

国での侵害については英国法を、仏国での侵害については仏国法を、各々準拠法とするのが妥当であったと思われる。

V. 不法行為 4 の準拠法（判旨 V に対応）

本判決は、不法行為 4 に関して、「営業上の利益を侵害するとともに、名誉及び信用を毀損した」ことを理由として、通則法17条および19条により日本法が準拠法になる旨結論付ける。この点、日本法を準拠法とする結論自体に異論はないが、不法行為 4 について X' の主張に沿って一般不法行為および名誉・信用毀損として二重の性質決定を行っているのは問題である。通則法19条冒頭に「第17条の規定にかかわらず」という文言が設けられているが、これは通則法19条が同法17条の特則であるとの位置付けを明示したものである（小出編著・前掲222頁 [和波]）。従って、通則法19条の単位法律関係に包摂される実体的事象については同条が優先的・排他的に適用され、それ以外の事象には、同法18条の単位法律関係に包摂される場合を除いて、同法17条が適用されると考えるべきである。さもなくば、仮に原告が同一の実体的事象につき名誉・信用毀損行為の側面と一般不法行為の側面を各々捕まえてその両方を請求の根拠として挙げた場合には、本判決のようにかかる請求者の主張をそのまま容れることになってしまうが、こうしたことは結局のところ、通則法19条を同法17条の特則として設けた本来の立法趣旨を没却することに繋がるであろう。

本事案の具体的事情の下では、Y2 が X' の日本国内の取引先（S および T）に警告書等を送ることで X' の名誉・信用毀損が生じているにしても、この Y2 の行為の本質は X' の営業を妨害しその営業利益・商圏を篡奪することにあると考えるのが妥当である。このように不法行為 4 が通則法19条で捕捉しきれない事象内容を含んでいる以上、同条の適用はなく、一般不法行為として性質決定し、同法17条を適用すべきであったと考えられる。

（以 上）

（追記）本稿は JSPS 科研費（25380056, 17K03379）および KDDI 財団・2016年度調査研究助成による成果の一部である。なお、本稿は、「3. 評釈」のうち「I. 国際裁判管轄」の箇所を中心に、涉外判例研究会の原稿（ジュリスト1490号139頁以下 [2016年]）に加筆したものである。